

令和7年度第2回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月16日（月）午後1時30分～午後2時40分
- 2 開催場所 瑞穂市民センター 1階 第2会議室
- 3 出席委員
 - (1) 委員 14名
勝 尚志、牛丸 真児、見吉 時夫、田中 正、玄 景華、塩谷 岳二、
山下 千鶴、久富 和浩、寺倉 博、林 善太郎、松田 憲児、
田島 恵里那、奥村 浩康、谷村 雄司
 - (2) 事務局
福祉生活課長 古澤 秀樹
福祉生活課 杉原 昌実、浅野 かおり
- 4 議題
 - (1) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について
 - (2) 障がい者短期宿泊事業の利用状況について
 - (3) 部会員の変更について
 - (4) 各部会の報告について
 - (ア) 暮らし部会
 - (イ) 子ども部会
 - (ウ) 相談支援部会
 - (エ) 権利擁護部会
 - (5) その他
- 5 会議資料
基幹相談支援センターの事業・運営状況等について（資料1）
障がい者短期宿泊事業の利用状況について（資料2）
部会員の変更について（資料3）
暮らし部会（資料4）、子ども部会（資料5）、
相談支援部会（資料6）、権利擁護部会（資料7）

6 議事内容

<p>司 会</p>	<p>皆さんこんにちは。本日は大変お寒いところ、またご多用の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。開会の前に2点ほどお願いがございます。まず、本日は、議事録の作成のため、協議会の議事を録音させていただきます。次に、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちでしたら電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。会議に入る前に本日の会議資料の方の確認をさせていただきます。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>もし資料等で不備な点がございましたら、事務局の方に一言おっしゃっていただければと思います。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、これより令和7年度瑞穂市障害者自立支援協議会第2回全体会を開会いたします。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます健康福祉部福祉生活課長の古澤と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議でございますが、委嘱委員22名中、出席者14名で過半数以上となりますので、「瑞穂市附属機関設置条例」第8条の規定に基づき、本協議会は成立となります。</p> <p>協議会の開催にあたりまして、玄会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>会長挨拶</p>
<p>司 会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議題に入らせていただきます。</p> <p>これからの議事進行につきましては、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項により、玄会長に議長をお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは本協議会の議長を務めさせていただきます。</p> <p>協議会の進行になにとぞご協力お願ひいたします。</p> <p>最初に本委員会は、瑞穂市審議会等の設置運営等に関する要綱第11条の規定により原則公開となっております。</p> <p>この会を公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議が無いようですので、公開とさせていただきます。</p> <p>次に同要綱第12条の規定では、会議の公開は会議の傍聴を希望するものに会議を傍聴させることになっております。</p> <p>まず傍聴定員を何人にするかを決めなければならないのですが、事務局の方から何かご提案はありますでしょうか。</p>
<p>司 会</p>	<p>定員に特に規定はございませんが、前回の会議でも5人と決めさせていただいておりますので、今回も5人ではいかがでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局から定員は5人との案が提示されましたが、委員の皆様方は何か意見等ございませんでしょうか。</p>

	<p>特にご意見はないようですので、これから開催されます会議の傍聴人の定員は5人とさせていただきます。</p> <p>事務局、今回の会議の傍聴人の申し出はありますか。</p>
事務局	<p>今回は、傍聴を希望される方がありません。</p>
会長	<p>それでは、まず協議会の会議録について審議したいと思います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会議録の作成方法や確認方法につきまして、3点ほど確認させていただきます。</p> <p>まず1点目は、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思います。</p> <p>次に2点目は、発言した委員の氏名を実名ではなく、A委員、B委員、C委員というように記載させていただきたいと思います。3点目は作成した会議録の確認方法につきまして、会長・副会長にご確認をいただき、了承を得てから会議録として公開とさせていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>只今、事務局よりご提案がございましたが、何かご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>事務局の提案にご賛同いただける委員の方は、挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">挙手多数</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>異議なしと認めますので本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名を記載しないこととし、会議録につきましては会長・副会長の了承を得て公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、議題の方に移りたいと思います。</p> <p>議題（1）基幹相談支援センターの事業・運営状況等について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>基幹相談支援センターの相談対応実績について説明します。</p> <p>お手元の資料1ページの資料1をご覧ください。瑞穂市では令和3年4月より障がい者基幹相談支援センターを設置し、また、令和5年度からは地域生活支援拠点の相談機能としての役割を担い、障がい者の方、またそのご家族などからの相談に広く対応しております。こちらは、令和5年度から、令和7年度までの基幹相談支援センターで対応した相談件数のグラフとなっております。なお、今年度については、12月31日現在までのデータとなっております。相談件数は令和5年度で231件、6年度で234件、今年度は175件、年度ごとの月平均は、5年度が19件、6年度が19件、今年度が19件となっており、統計上は、毎年おおむね同じ水準の相談が寄せられています。カウント方法として、その月に同じ人が何回相談しに来ても1回とカウントする、その月の実人数でカウントしています。障がい者も増加傾向にあり、相談の数も実感としては、年々増加傾向にあります。基幹相談員以外の職員も個別に相談を受けることもありま</p>

すが、それぞれでカウントを行っていません。過去の年度との比較もあるため、それらを考慮しつつ、今後カウント方法については検討していきたいと考えています。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらは、相談内容の障がい種別を円グラフにしたものです。各年度ともに、青い範囲で示した、精神障がい者やその関係者からの相談が大半を占めています。考えられる理由としては、知的障がいや発達障がい等では、幼いうちから支援者との関わりがあるなど、すでに相談先を持っている方が多いことに対し、精神障がい者の方などでは、成人してから発症し、まだ相談先がない場合や、ご家族などが相談者となるケースが多く、このような比率になっています。知的・発達障がいについての相談件数は概ね横ばい傾向です。精神障がい者の社会参加・居場所づくりについては、今後重要な課題であり、支援体制を構築していく必要があります。

3ページをご覧ください。こちらは相談方法についての円グラフです。青色で示した電話相談、オレンジ色の窓口相談の2つで各年度とも90%を占めていますが、緊急性や、関係機関の要請などにより、訪問での相談支援も実施しています。令和7年度も引き続き訪問での相談も行っています。具体的には、自傷他害のおそれがあった障がい者が措置入院をし、退院した後のサポートのため、保健所に同行し訪問相談を行った例などがあります。

4ページをご覧ください。相談者の性別のグラフです。各年度とも、若干女性の方が多い傾向にあるりますが、大きな差は開いておりません。

5ページをご覧ください。こちらは当事者の年齢の円グラフとなっています。相談にみえた方ではなく、障がいをお持ちの当事者の方の年齢をグラフにしています。各年度ともに40代の相談がやや多くある傾向にあります。令和6年度以降より、50代の相談が増加傾向にあり、令和7年度では50代、40代の相談が約半数をしめています。

6ページをご覧ください。令和5、6年度は大半が、水色で示した本人からの相談でありました。次いでオレンジ色の父母となっています。父母からの相談の場合は、深刻なケースが多いです。本人からの相談の場合は、より具体的な相談をすることが可能となってきます。相談事業所、施設職員の方からも若干の相談がありますが、関係機関の皆様におかれましても、当市の障がいをお持ちの方のことでお困りのことがございましたら、お気軽にご相談いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に7ページですが、こちらは相談内容のグラフとなっています。例年、障がい福祉サービス関係の相談や、症状についての相談、健康・医療に関する相談が多く寄せられています。障がい福祉サービスに関する相談では、サービスの利用に繋がるケースも多く、その場合には相談支援専

	<p>門員が支援者となる傾向にあります。サービス等に繋がっていない相談者などは、心の安定や不安解消のため、市役所や話し慣れた職員に複数回相談をしている場合も多くあります。基幹相談支援センターの事業・運営状況等についての説明は以上となります。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご追加等でも結構ですのでいかがでしょうか。</p> <p>瑞穂市独自の基幹相談支援センターが立ち上がっておりますので、過去3年間のデータの集積、かなり相談実態がこれで把握できるかなと思っております。この件数については、棒グラフですが一応実数人数になっております。複数回相談が結構あると思います。同じ棒グラフでも相談件数も出てくるといいのかもしれないです。実態として相談人数になっております。精神障がい者の方の相談割合が非常に高い。これもオレンジ色のところでそれぞれコメントを記載していただいておりますので、このコメントも含めていかがでしょうか。相談内容も非常に多様化しているのかなと思いますし、訪問の相談をこれから充実していくといいのかなとは思いますが。いかがでしょうか、よろしいですか。それでは、基幹相談支援センターの相談対応実績の報告については以上のとおりとさせていただきます。それでは、続きまして議題の2ということで障がい者短期宿泊事業の利用状況について事務局の方からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>お手元の資料8ページの資料2をご覧ください。障がい者短期宿泊事業につきましては、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能の一つである緊急時の受け入れ体制の整備として、令和5年度より実施している事業です。もとす広域連合老人福祉施設大和園養護老人ホームの施設を利用して、障がい者の短期宿泊を受け入れております。保護者や家族が冠婚葬祭、急病等で介護が困難になった場合に、一時的な宿泊先を確保する目的の事業となります。</p> <p>今年度は1件の相談がありました。夏頃に相談があった案件で、相談者は相談支援専門員、対象者は36歳の男性で身体障がい者手帳2級の所持者の方です。障がい福祉サービスは、自立生活援助を利用しており、相談支援専門員からの相談でした。このかたは、半身まひの障がいがある方で、足を骨折されトイレ等の日常生活に支障をきたす状態でした。両親は高齢のため介護ができない状態で、障がい支援区分も持っていなかったため、短期入所も利用できず、大和園の緊急ショートを使うことになった案件となります。この方については、元々親に暴力をふるってしまい高齢者虐待案件で、基幹相談にも話がありました。基幹相談として、関係機関を集めてご自宅の方に訪問して相談に乗り、今後について検討していたところでした。短期宿泊事業の利用をし、動けるようになってからグループホームも見学され、現在では、グループホームで生活されており、基幹相談からグループホームのサービスにつながった形となります。障がい者短期宿泊</p>

	事業の利用状況についての説明は以上となります。
会 長	<p>ありがとうございます。ただいまのご説明いかがでしょうか。昨年7月に相談がありまして、大和園に緊急ショートという形、宿泊事業で宿泊され、そのあとグループホームにつながったケースとなります。いかがでしょうか。比較的上手く機能したケースなのかなと思っております。ご両親も高齢になってきますし家庭内虐待、ここは詳しくはよくわかりませんが、いろんな家族問題があったんだろうなとは思いますが、うまく利用できたケースだと思います。いかがでしょうか。ご質問とかご追加等ございませんでしょうか。よろしいですか。今後こういうケースも増えてくるだろうと思っておりますので、いろいろ利用が進むといいのかなと感じております。それではこちらの報告はこれで終了したいと思っております。それでは次は審議の方になりますが、議題の(3)部会員の變更についてです。事務局の方からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>瑞穂市障害者自立支援協議会内規第6条の第4項に「部会員は、事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名する。」と規定されています。9ページ、資料3につきまして、子ども部会に新たな部会員の追加の案件となります。新たに事業所ができたため、新規でAN's あいの千葉多栄子さんが新規で追加された案となっています。10ページの相談支援部会につきまして、相談支援事業所「葵」は廃業されましたので、部会員から抹消する案となっています。本日、全体会で承認いただければ、本日より施行となります。部会員の變更については以上となります。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの部会の委員の追加と、抹消の2件についてご質問等ございませんでしょうか。子ども部会の方はもう少し部会員が増えればいいのかと思っておりますが、新規でAN'S あいの千葉多栄子さんが1名追加という案になっております。それから相談支援会の方は、先ほど説明がありましたように、事業所の廃止に伴って松原会員が抹消ということで、これで諮りたいと思っておりますが、ご賛同いただける方はこれは挙手をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。これで会員の1名追加と抹消の方承認させていただきます。4部会ございますので、委員以外の方でも、お声掛けていただけるといいなと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、今回の部会員の追加については、後日改めて本人及び所属機関の方に依頼文書を送付するということでございます。</p> <p>それでは、続きまして(4)ということで、部会の報告をお願いしたいと思います。まずくらし部会の方からよろしくお願いいたします。</p>
くらし部会長	<p>資料は11ページからとなります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた工程表(令和7年度)でございます。くらし部会では、毎年、この工程表の医療、障がい福祉、地域など7つの支援種別ごとに抽出したニーズや課題について、活用できる地域資源の明確化や目標</p>

	<p>の設定を行っています。今年度の取り組みとしましては、6月18日に、第1回目の部会を開催し、課題等の整理や、目標達成への取組みについて協議しました。今年度の主な取り組みにつきましては、支援種別「医療」において、令和6年度にQRコードからアクセスできる精神科訪問看護に関する情報提供ツールを作成しましたが、今年度は、そのツールを関係機関に配布し、支援時の説明などに活用していただいております。工程表の評価・改善欄にありますように、現在閲覧数が5,400件に達し、当初の想定を上回っており、現場での有用性が確認されています。また、部会員が自立訓練事業所の「ふなぶせ」を見学し、施設の目的やサービス内容等について理解を深めていただきました。このほか、支援種別「教育」では、現在、社会福祉協議会が実施している「福祉共育」事業を活用し、朝日大学での精神障がいに関する講義等ができないか検討を行ってきて12月9日に大学を訪問し、精神障がいを持つ大学生、精神障がいのある親を支える子への理解促進や、支援体制の充実に向けた講義を、福祉共育の授業として来年度から実施することとしました。部会の開催については、第2回部会を11月27日に開催し、令和7年度工程表の取組に関する評価・改善についての協議や、令和8年度の工程表については、取り組みまでの部分を協議しました。令和8年度の取り組みについては、各関係機関の情報共有と連携強化を進めること、教育の部分では、朝日大学で「福祉共育」を実施してまいりたいと考えています。くらし部会からは以上です。</p>
<p>子ども 部会長</p>	<p>子ども部会より、本年度の活動状況について報告いたします。詳細は13ページの活動報告をご参照ください。</p> <p>本年度の部会開催は6月11日の第1回から始まりました。第1回では、市内事業所「Smile please MIZUHO」の担当者をお招きし、医療的ケア児に対する支援および社会資源の活用について協議いたしました。協議の中で、社会資源の情報共有が課題であることが浮き彫りになり、今後の対応方策について検討いたしました。11月12日の第2回部会では、各事業所におけるペアレントトレーニング取組みについて協議いたしました。これに先立ち、今後ペアレントトレーニングを実施するため、9月3日に岐阜県発達支援センターの講師をお招きし、岐阜県版ティーチャーズトレーニングを受講いたしました。本プログラムはペアレントトレーニングを支援者向けに応用したもので、2時間の学習を実施し、これを基に各事業所でペアレントトレーニングを展開する方向で進めることといたしました。</p> <p>その後、実際のペアレントトレーニング支援プログラムを展開してまいりました。12月8日には「タチアオイの教室」で、2月9日には「ヒューマンハート児童発達支援 第1教室」で実施し、いずれも保護者5名の参加をいただきました。また、先週金曜日には、昨年度に続き「Smile please</p>

	<p>MIZUHO」においてもペアレントトレーニング支援プログラムを開催いたしました。プログラムの実施にあたっては、各項目について参加していただいた保護者の皆様に自ら考察いただき、その内容をグループ内で発表していただきます。その後、参加者全員で相互に褒める、認める体験をしていただくという形で実施いたしました。詳細な資料につきましては、14ページ以降の「タチアオイの教室」で実施した資料をご参照ください。本年度に実施したペアレントトレーニングの取組みについては、2月18日に今年度の反省を踏まえ、来年度の実施方法について検討する予定といたしております。本年度は3カ所の事業所においてペアレントトレーニング支援プログラムを実施することができました。令和8年度は全事業所においてこのような支援を行う方向で進めることといたしました。以上です。</p>
<p>相談支援 部会長</p>	<p>9月25日に基幹の人材育成研修の1回目を部会で開催して、「かりんの木」の講義で自立生活援助などの事業説明を受けました。ちなみに、基幹の人材育成研修の2回目は、10月3日に成年後見制度理解促進研修会で、部会員で受講しました。それから、12月12日に4回目の部会を開催して、基幹の事業所訪問の調整と、緊急時の支援が見込めない世帯の把握・登録方法の協議と、モニタリング結果の検証方法の協議などをしました。そのうち、緊急時の支援が見込めない世帯の把握については、地域生活支援拠点のコーディネーターの役割としてありますが、把握する方法をどうするかということについて部会で協議しました。これは資料がありませんが、誰が把握するかとか、集約するかとか、どんな情報を集めればいいのかとか、あとは災害時の避難行動計画との違いはなんだとか、相談員の負担を極力増やさない方法はなんだとか、そういういったことについて協議しました。その結果、緊急時に支援が見込めない可能性がある人は、往々にして相談員が把握してるので、本人同意を得た上で、相談員が様式に書いて、コーディネーターに提出して把握してもらうこととし、同じような方法をしているところで古河市などがありますが、そういうところの様式を参考にしながら、この項目はいらない、これは残すべき、ということをもた協議しました。この協議を元に叩き台を作り、次以降の部会で、フォーマットを完成させるということにしています。それから、事例検討の方ですが、昨年度新しい方法を作ったところですが、部会で実施することがたくさん増えてしまって、なかなか事例検討ができなく、昨年度の12月から数えて7事例しか検討できてないので、今回は参考までに、こういうことをしているとお示ししたいと思いますが、それをまとめたのが資料の6です。ちょっと円グラフが書いてある方、先に34ページ見ていただければと思いますが、こういったGoogleフォーム使って、最終的に部会ででた結論を集約しています。ほんとにサンプルが少ないので、このグラフが果たしてグラフとして機能しているか、ちょっとわからないところですが、この該当したものをまとめた結果が、戻っていただいて31ペ</p>

	<p>ージの報告です。7事例しかないので、あまり有意性がないかもしれませんが、一応、それらしく書いてみました。あくまでこういったもの、という参考です。細かくは読んでいただければいいかなと思いますが、まず、個別の課題があり、こういう事例があったとなっていて、そして、重要なのが次の32ページの地域課題で、個別の事例から抽出した結果、だからこの取り組みが必要なんだというのを提示したものです。7事例なので、あまり意味がありませんが、1番多かったものは重層的支援体制です。内容の欄には、重層的支援体制の説明を書いています。次に、一定数あったものは、にも包括や、孤独・孤立や、子ども若者育成支援で、意外に該当がなかったものは、地域生活支援拠点と、避難行動要支援者支援でした。それを受けて「今後の検討」というところで、それぞれの取り組みをこうするとよいと提案していて、最後の「おわりに」のところで、相談部会の事例検討は、地域課題を可視化し、支援体制を見直す機会である。個別事例から見えた課題を単なる事例整理にとどめず、地域課題として蓄積共有し、実効性のある支援体制の検討につなげていくことが重要であるとしています。事例検討する時間がなかなかないので、どうしたものかというのが相談支援部会の課題です。以上です。</p>
<p>権利擁護 部会長</p>	<p>権利擁護部会の説明の方をさせていただきます。資料は42ページ、資料7になります。例年通り定例会の方は年4回行っております。第4回が3月12日を予定しておりますので、現時点では3回実施となっております。部会内の協議に関してですが、虐待通報に係る協議ということで、ここまでで3件の通報案件の報告という形で経過報告が上がってきております。ちなみにですが、昨年度虐待認定となったB型事業所さんがありますが、今年度5月の権利擁護部会による、事業所が行っている研修の視察や、事業所職員及び利用者へのヒアリングの方も実施させていただきました。その後も経過を見ていく予定ではあったんですが、事業所が夏ごろに事業所を閉鎖されました。2つ目に、成年後見利用制度に係る協議の方は特にありませんでした。3つ目、差別解消に関する協議ということで、こちらの協議自体はありませんが、毎年啓発が今後の課題であるという風にお伝えして、なかなか協議としては進んでおりません。次年度、他の事業の進み具合も見ながら、どういったところから差別解消の協議を図っていくのか、部会員自体もまだまだ理解不足のところがあるので、まずそこを部会の方が知識を深めていくことを考えております。4つ目ですが、虐待防止研修の開催ということで、こちらも例年、年1回やらせていただいている研修会になります。今年度は令和7年12月19日に行っております。内容としては、障がい者虐待防止、権利擁護についてということで、講義とグループワークの方をさせていただきます。参加者は、毎年たくさんの方に参加いただいて、今年度も127名の方に参加いただきました。43ページに参加者のアンケートのまとめ、こちら要約したものに</p>

	<p>なりますが、おおむね全体を通して研修が有意義なものであったという風に評価をいただいております。グループワークも実施させていただいて、事業所間の横のつながりも、この研修会の1つのテーマでもありますので、そういったところも達成できたかなと思っております。権利擁護部会の報告は以上になります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは質問の方を受けたいと思います。まずはくらし部会の報告で、11ページ、12ページにあります地域包括ケアシステムの構築に主に全力を注いでいただいております。医療から教育まで7項目の支援種別に分けて、表の右端に評価・改善ということでまとめております。いかがでしょうか。委員の皆様方から、ご質問ご追加等ありますでしょうか。医療につきましては、昨年度QRコードから訪問看護地図がアクセスできるようになっていて、これを現場で活用していただいているようで、かなり利便性が高くなっております。他いかがでしょうか、特にございませんでしょうか。部会長の方いかがですか。追加の方特にありませんか。よろしいですか。</p>
くらし部会長	<p>令和8年度の部分については、また来年度当初に開催いたします部会の方でもう少し詰めて、具体的な取り組みの方を決めていきたいと思っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。令和8年度の部会開催で協議いただけるということでございます。よろしいでしょうか。ではありがとうございました。くらし部会の方はこれで終了したいと思います。</p> <p>次は、子ども部会の報告について、13ページに記載があるように、それぞれ部会の開催をさせていただいております。特に子ども部会の方は、親さん向けのペアレントトレーニングを中心に取り組んでいただいております。14ページから30ページは、12月8日に開催されました資料を添付していただいております。非常に障がいがあるお子さんへの関わり方としてわかりやすい資料かなと思いますので、ぜひご覧いただければと思います。いかがでしょうか。この子ども部会のご報告につきましてご質問やご追加等はいかがでしょう。来年度もペアレントトレーニングを中心に活動していただけるということです。他に何かよろしいですか。ではありがとうございます。では子ども部会の方はご質問が無いようですので、これで終了したいと思います。</p> <p>引き続きまして相談支援部会の方でございますが、いかがでしょうか、こちらの方は、本当に一番中核的な役割や分析等をしていただいております。資料は31、32ページのところが地域課題の評価報告ということで、かなり参考になるかなという風に考えております。いずれにしても今回7つの事例で丁寧に課題の分析をされていますので、問題点はこれからクローズアップされてきているのかなという風には考えております。ニーズが多様化していますので、どういう風に分析していくかとか、これは相談支</p>

	<p>援部会のこれからの課題かと思いますが、部会の方で来年度に向けても取り組んでいただけるということで、いかがでしょうか。ご質問やご追加ありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、特にご質問無いようですので、最後権利擁護部会の報告につきまして、こちらは資料4 2ページ、資料7に令和7年度の部会の報告をしていただいております。虐待通報に関する協議もされております。成年後見、差別解消については、今のところ協議なしということで、これもいろんな課題があるかと思いますが、④の虐待防止研修は、結構定着してきたイメージがあるんですが、参加者が事務局を含めて100名を超え、本来は瑞穂市内の小規模事業所の虐待防止研修として行えるといいかなということで始めさせていただいたと思いますが、参加者の名簿の一覧を見ますと瑞穂市以外にもかなり遠方のところからもご参加いただいております。来年度も、同じような研修を検討していただけたらと思いますが、ちょっと規模が大きくなっていくのかなと思うので、その辺はまた無理のない範囲で継続して研修会ができるといいのかなという風に考えております。いかがでしょうか、権利擁護部会の活動報告、来年度の状況も含めて、ご質問ご追加等よろしいでしょうか。</p>
<p>権利擁護 部会長</p>	<p>先ほどの差別解消の方の協議についてですが、部会でいつも話をするんですけども、我々自身もよくわかっていないというか、勉強不足なところがあります。職業安定所のA委員さんにお聞きしたいんですけど、差別解消だと職場内での差別での相談とか、合理的配慮といった相談が多くあるのかなと思いますが、参考までに教えていただければありがたいです。</p>
<p>A委員</p>	<p>まず、本人に連絡を取り、双方の話を聞きます。一方的な話を聞いても解決に結びつかないため、まずは本人との面談を行います。この問題はどちらが正しいか、どちらが悪いかではなく、双方が納得できるところで落としどころを作ることが重要です。本人との話し合いで解消できれば、一応そこで終了となります。しかし監督署や雇用環境均等室に連絡が行く場合は、職業対策課の障がい者雇用専門官に連絡が入ります。その後、担当地域の事業所の担当者に連絡が入り、改めて本人に連絡を取ります。この段階で、本人が申し立てを会社に知られることを望まない場合もあれば、会社を指導してほしいという場合もあります。会社を指導する際には、誰が申し立てしているかが分かることを本人に確認した上で、会社と本人に話し合いの場を作るよう指導します。それでも解決しない場合は、支援者や支援員、場合によっては労働基準監督官を交えて現地に向かい、本人と事業所と行政と一緒に話し合い、解決に結びつけます。きれいには片づけられない問題では、とりあえず納得できる話し合いに結びつけることが重要です。そこでも収まらない場合は、岐阜労働局での話し合いの場もありますが、行政ができるのは話し合いの場を持つことと助言することまでで</p>

	す。それ以上になれば裁判という形になると考えます。
B 委員	差別解消の啓発の一環で、A 委員さんのところに講演の依頼はありますか。
A 委員	障がい者雇用に関する差別解消案件については、講演は適任の者を設定する必要があると考えます。ハローワークは職業斡旋が主な役割であるため、差別解消に向けた対応は、より上位の組織が担当することが望ましいと考えます。
B 委員	その上の組織の方に講演を、権利擁護部会でお願ひしたいときは、A 委員を通してお願ひをしたらいいですか。
A 委員	そうですね、まずは差別解消というところだと、雇用環境均等室というところになりますが、そこでやっていただけるかどうか打診はしていきたいと思います。
会 長	権利擁護部会は虐待防止をメインに、成年後見制度や差別解消も担当しています。時間的制約がある中、今後の課題として研修会などの啓発活動の充実が必要と考えます。合理的配慮がスムーズに進むことが理想ですが、先ほどの説明から、実際には簡潔には解決せず、話し合いの場を設ける環境が重要であることが分かりました。こじれる前の啓発や PR をさらに充実させることで、問題の早期解決につながると考えられます。これらについては、限られた人員の中で来年度以降も引き続き取り組む予定です。他にいかがでしょうか、ご質問とかご追加等。それではこれで部会のご報告の方は終了したいと思います。権利擁護の資料で、特にアンケートの結果は、お時間ある時にぜひ目を通していただくと、事業所サイドのいろんな思いとか感想が書かれておりますので、参考になるかと思ひます。
会 長	それでは、その他ということではいかがでしょうか。各委員の皆様方からご追加、今までのご報告の件でも結構でございますが、よろしいでしょうか。それでは、その他ということでは事務局の方からよろしいでしょうか。
事務局	何点か、ご連絡、ご報告をさせていただきます。 お手元の参考資料と書かれた、当日配布資料をご覧ください。こちらにつきましては、市内の指定障がい福祉サービス事業所であり、公表されている資料となります。本資料は、委員の皆様は市内の事業所状況を把握していただき、日頃の支援や関係機関との連携の参考としていただくことを目的として配布させていただきました。また、部会員であられる委員におかれましては、部会での参考にしていただけたらと思ひます。 今年度の啓発活動について、ご紹介いたします。12月の障がい者週間では、広報紙や市のモニターを使って啓発を行いました。4月の発達障がい者啓発週間についても同様に啓発を行っていく予定です。また、障がいに対する理解と支援を図るための啓発を、成人式での配布物にチラシを入れさせていただくことで行いました。高齢者が参加する瑞穂大学において

	<p>は、約200名の参加者に対し、岐阜県聴覚障がい者情報センターを講師に招き、手話を含めた講和を開催しました。</p> <p>障がい者文化芸術作品展のご報告をさせていただきます。今年度も、障がいのある方から多くの作品を出展していただきました。団体、個人から、合計27点の作品が展示され、合計245名の来場者がありました。</p> <p>来年度、瑞穂市の障害者計画を作成するにあたり、今年度実施しております障害者計画のアンケート調査を実施しており、12月24日までに回収しました。内容については現在集計中ですが、回収率は全体で47%ほどのとなっております、概ね前回のアンケートの回収率と同じくらいのアンケートが集まっています。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。瑞穂市の事業所一覧につきまして、いろいろご参考いただければと思います。</p> <p>現在第3期総合支援プランが進捗中で、第4期が今年度と来年度に向けて障害者計画策定ということで、今年度に関しましてはアンケートを実施しております。前回もそうだったんですが、非常に障がい者の関心が高いアンケートの回収率になっているかと思えます。アンケートの結果も、今年の8月の全体会で報告させていただきたいと考えております。</p> <p>以上がその他ということになりますますがよろしいでしょうか。ご質問等よろしいでしょうか。それでは、なければ次回の全体会についてということで、日程について協議したいと思えますので、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次回の全体会につきまして、令和8年の8月31日の月曜日13時半からココロかさなるCCNセンター5階、第1から第3会議室を提案したいと思えますがいかがでしょうか。</p>
会 長	<p>8月の最後という日程になりますので、問題なければこの日程で来年度第1回の全体会はこれで日程の方は確定したいと思えますので、皆さんご予定をよろしくお願ひしたいと思えます。その他、何か最後に質問とかご報告ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ちょっと今日は時間が早く終了しましたが、一応これで議題はすべて終了しましたので、会長の司会の方は終了させていただきます。進行のご協力ありがとうございました。</p>
福祉生活課長	<p>ありがとうございました。会長を始め委員の皆様には長時間にわたり慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして本日の協議会を閉会させていただきます。お帰りの際は交通事故等にお気を付けください。本日は誠にありがとうございました。</p>